

2 予 第 1 0 9 0 号
令和 2 年 9 月 7 日

都道府県農林水産関係主管部長 殿

農林水産省大臣官房参事官（経理）

地方公共団体の農林水産関係部局の事業に係る平準化の取組及び
部局間連携の推進について

このことについて、別添「地方公共団体における土木部局以外の部局による平準化の取組及び部局間連携の推進について」（令和 2 年 9 月 3 日付け総行行第 226 号・国不入企第 12 号総務省自治行政局行政課長・国土交通省不動産・建設経済局建設業課長通知）にて、公共工事の施工の時期の平準化についての周知依頼がありました。

貴職におかれては、農林水産関係部局の事業に係る平準化の推進について、「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」（令和元年 10 月 21 日付け総行行第 215 号・国土入企第 26 号総務大臣・国土交通大臣通知）における要請の趣旨を踏まえ、貴機関における土木部局など他部局とも緊密に連携の上、適切な対応を講ずるとともに、管内の市町村農林水産関係主管部局へ通知し、平準化に係る取組のより一層の推進をお願いします。

（本件問合せ先）

農林水産省大臣官房予算課

課長補佐（会計指導班担当） 牛村 敏明

会計指導第 2 係長 鈴木 勝浩

電話：03-3591-9777



総行行第226号
国不入企第12号
令和2年9月3日

関係省庁主管担当課長 殿

総務省自治行政局行政課長
(公印省略)

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長
(公印省略)

地方公共団体における土木部局以外の部局による
平準化の取組及び部局間連携の推進について (通知)

公共工事の施工の時期の平準化(以下「平準化」という。)については、令和元年6月、「新・担い手3法」により公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号。以下「入札契約適正化法」という。)が改正され、建設業の働き方改革を促進する観点から、地方公共団体の長は、公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針(平成13年3月9日閣議決定。以下「適正化指針」という。)において定める平準化を図るための方策について必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととされたところであり、適正化指針において、工期1年に満たない工事における債務負担行為の設定や速やかな繰越手続の実施等を講じることとされています。

これを受けて、総務省及び国土交通省では、「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」(令和元年10月21日付け総行行第215号・国土入企第26号。以下「要請通知」という。)(別紙1)において、債務負担行為の活用等、平準化の取組について具体的な取組の実施を各地方公共団体に対して要請するとともに、地方公共団体における取組の取りまとめ・「見える化」^(注)の公表や、事例の紹介等、累次の取組を講じてきたところであります。

これにより、地方公共団体における平準化の取組は一定の進展を見つつあるところですが、先般の「見える化」の公表において、債務負担行為の設定状況等の平準化の取組には遅れも見られるところであり、地方公共団体へのヒアリング等において、そ



の要因・課題の一つとして、各地方公共団体の土木部局以外の部局による取組を推進する必要性が挙げられているところです。

地方公共団体における平準化の取組の推進については、先述のとおり、要請通知により都道府県知事等に対して要請しているところではありますが、もとより平準化は、年間を通じた工事量の安定による技能者の処遇改善とともに、発注担当職員等の事務作業の負担軽減や働き方改革、公共工事の品質確保にも資するものであることから、これらにも留意の上、貴職におかれても、要請通知の趣旨を踏まえ、地方公共団体において貴職が関係する発注担当部局あてに、当該発注担当部局による平準化の取組及び部局間における連携が図られるよう、周知徹底を図るようお願いいたします。

なお、地方公共団体における平準化の取組事例を共有するため、国土交通省において令和2年4月に作成・公表した「地方公共団体における平準化の推進—さしすせそ事例集【第4版】」（別紙2）をご案内致しますので、参考にさせていただきますようお願いいたします。

(注)「令和元年度入札契約適正化法等に基づく実施状況調査」の結果を踏まえて各地方公共団体における平準化の進捗・取組状況を公表した「地方公共団体における平準化の状況」（令和2年4月）